どこかで買う「タバコ」なら、タバコは「地元」で買いましょう!

熱中症予防5つのポイント

1 高齢者は上手にエアコンを

高齢者や持病のある方は、暑さで徐々に体力が低下し、室内でも熱中症になることがあります。節電中でも上手にエアコンを使っていきましょう。

2 暑くなる日は要注意

特に、梅雨明けで急に暑くなる日は、体が暑さに慣れていないため要注意です。また、夏の猛暑日も注意が必要です。

3 水分をこまめに補給

のどが渇く前に水分を補給しましょう。汗には塩分が含まれています。大量 の汗をかいたら、水分とともに塩分も取りましょう。

4 「おかしい!?」と思ったら病院へ

熱中症は、めまい、頭痛、吐き気、倦怠感などの症状から、ひどいときには 意識を失い、命が危険になることもあります。「おかしい」と思ったら、涼しい ところに避難し、医療機関に相談しましょう。

5 周りの人にも気配りを

自分だけでなく、ご近所で声を掛け合うなど、周りの人の体調にも気を配りましょう。

※埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター、さいたま市立病院救急科資料参照 問合せ 保健センター ☎82-1557

別段の面積の設定について

農地の所有権移転や貸し借りを行う場合、受けての方は取得後の耕作面積が 一定以上必要ですが、これを下限面積と言います。

農業委員会は、農林水産省令で定める基準に従い別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限(別段)面積として設定できます。

「農業委員会の適正な事務実施について」(農林水産省経営局長通知)により農業委員会は、毎年別段面積の設定の必要性について審議することとなっております。このため、今年度の別段面積の設定について平成24年度第2回農業委員会議において審議を行い、以下のとおり決定しました。

【方 針】東秩父村全域について、現行の下限面積(別段の面積)30アールを20アールに引き下げる。

【理由】

- (1) 農地法施行規則第20条第1項の適用について 2010農林業センサスで、村内の農家で20アール未満の農家が全農 家数の4割を超えたため。
- (2) 農地法施行規則第20条第2項の適用について 遊休農地が今後も増加する傾向にあるが、新規就農を促進し、農地の有 効利用を図るには、下限面積の引き下げが効果的であるため。

【施行日】平成24年6月1日

問合せ 農業委員会事務局 (産業建設課) ☎82-1223

おがわウインドアンサンブル団員大募集

私たち「おがわウインドアンサンブル」は小川町を活動拠点として、演奏活動を行っている吹奏楽団です。団員は約40人で、年齢層は高校生から社会人の方まで幅広く、アットホームな楽団です。練習は毎週土曜日、午後6時から9時まで、リリックおがわや町内の公民館などで行い、その成果を小川町福祉まつりや福祉施設での慰問演奏などで発表しています。

学校などで吹奏楽をやっていた方、押し入れに楽器が眠っている方、吹奏楽が大好きな方など、ぜひ一度見学にいらっしゃいませんか。楽器の技術は問いません!また、随時体験入団を行っています。音楽が大好きで熱意のある方大歓迎ですので、お気軽にご参加ください。

応募パート・全パート(楽器をお持ちでない方もぜひいらしてください。) 問合せ ☎090-4712-8745 鈴木 ☎72-3622 山本 ホームページ http://ogawa.yamagomori.com/

社会を明るくする運動

毎年7月は"社会を明るくする運動" 強調月間です。

この運動は、すべての国民が犯罪や 非行の防止と罪を犯した人たちの更正 について理解を深め、犯罪のない明る い社会を築くため、次の活動を推進し ます。

●行動目標

- ①犯罪や非行をした人たちの立ち直り を支えよう
- ②犯罪や非行に陥らないよう地域社会 で支えよう
- ③これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

●重点事項

「立ち直りを支える取組についての 理解促進」

「就労・住居等の生活基盤づくりに つながる取組の推進」

問合せ さいたま保護観察所

☎048−861−8287

防衛省・自衛隊採用セミナー 開催のお知らせ

日 時 7月29日(日)午後1時〜3時 場 所 JR熊谷駅直結ティアラ21(4階) 男女共同参画推進センター

対象者 就職・転職・大学生・高校生 ・中学生の男子とその保護者

- *予約不要·服装自由
- *パイロット・看護師を養成する種目 や男子中学生が受験できる種目も紹 介します。

紹介内容

募集種目	受 験 資 格
防衛大学校	高卒(見込含) ~21歳未満の者
防衛医科大学	高卒(見込含) ~21歳未満の者
航空学生	高卒(見込含) ~21歳未満の者
看護学生	高卒(見込含) ~24歳未満の者
一般曹候補生	18歳以上~ ~27歳未満の者
自衛官候補生	18歳以上 ~27歳未満の者
高等工科学校生徒	中卒(見込含) 17歳未満の男子

問合せ 自衛隊埼玉地方協力本部 熊谷地域事務所

3048-522-4855